

☉ 広報

public
Information
Sennan
No.553

せ ん な ん

2011 (平成 23 年)

7

July

<http://www.city.sennan.osaka.jp/>

Contents

特集：公共施設の使用料・手数料が変わります・・・	P 2
特集：下水道使用料が改定されます・・・	P 4
新着ニュース・・・	P 6
お知らせ・・・	P 8
シリーズ人権・・・	P 16
子育て情報局・・・	P 18
読者プレゼント・市民のひろば・・・	P 24
まちかどスナップ・・・	P 25
情報BOX・・・	P 26
ふるさと歴史紀行・・・	P 28



公共施設の使用料および

各種手数料の一部が変わります

10月1日と
来年4月1日に

泉南市では、前回行った見直しから4年を経て、使用料・手数料などについて見直した結果、一部料金を改定します。

施設の使用や特定の事務などの行政サービスの経費は、市民の皆さんからの税金と行政サービスを利用する方からの使用料・手数料による負担で賄われています。そのため、料金を設定するにあたっては、「利用する人」と「利用しない人」の立場を考慮した「市民負担の公平性」を踏まえることが必要です。そこで、市が行う行政サービスを性質別に分類し、施設の維持管理やサービスの提供にかかるコストを明確にした上で、利用者に負担を求める割合と、市税等全体として市民に広く負担をお願いする割合を設定し、料金を見直しました。

今回の見直しは、10月から実施する予定で、指定管理者管理運営関連施設に係る見直しについては、契約更改期（平成24年4月1日）にあわせて実施します。

1、使用料

使用料は、施設の利用に係る行政サービスの受益者から必要な費用を負担していただくものですが、サービスの性質により、公費負担（市が負担）と受益者負担（利用者が負担）の割合（受益者負担率）を次のとおり設定しました。

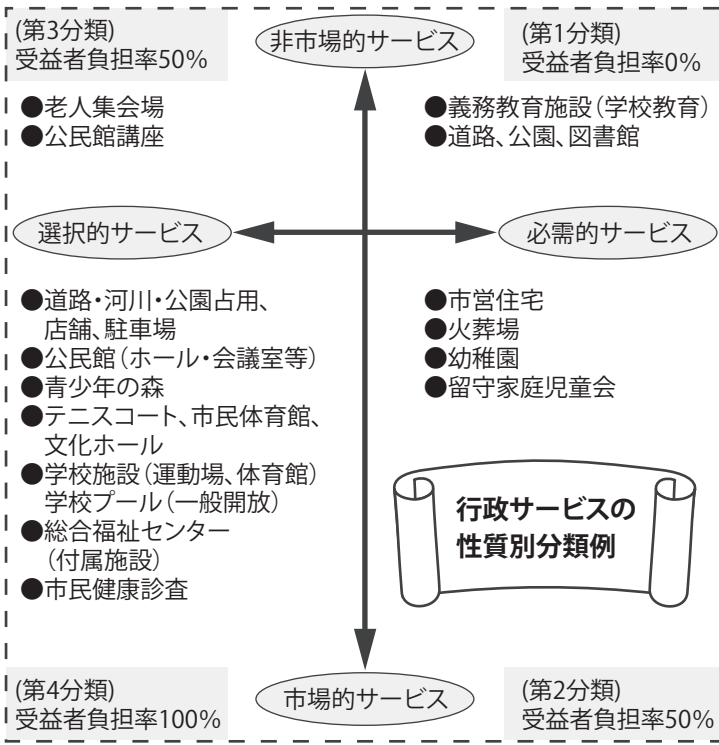
- ① 市民生活上、ほとんどの人が必要とするサービス（必需的サービス）
- ② より快適性を求めるなど、個人によって必要性が異なるサービス（選択的サービス）
- ③ 市場原理では提供されにくく、行政が中心に提供するサービス

④ 市場原理により民間でも提供可能なサービス（市場的サービス）

①～④に基づいて、それぞれ性質別分類例のとおり第1分類から第4分類まで行政サービスを区分し、それぞれに受益者負担率を設定しました。

2、手数料

手数料については、受益者からその役務の提供のために要する費用を負担していただくものであり、受益者負担率は100%を原則とします。



① 使用料

- ◇ 原価（コスト）の算定
- ▼ 経常的維持管理経費（電気代などの光熱水費、施設の点検費や維持補修費など）
- ▼ 施設の管理に係る人件費
- ◇ 改定額の設定
- 算出した原価を年間の使用時間等で除し、さらに行政サービスの性質別分類による受益者負担率を乗じて利用者が負担すべき単位（1時間や1人）あたりの額および使用料額の算定を行います。

② 手数料

- ◇ 原価（コスト）の算定
- ▼ 事務処理に要する人件費
- ▼ 申請用紙等の作成に係る経費
- ▼ 証明書等用紙作成および記載に係る経費
- ▼ その他経常的経費
- ◇ 改定額の設定
- 対象となる1件あたりの原価を算出し、算定額が現行の料金を上回る場合に料金の改定を行います。

うこととし、この算定額が現行の料金を上回る場合に料金の改定を行いました。

料金を据え置くもの

●使用料は、青少年や子どもが利用の中心となる施設、または高齢者・障害者の利用が大半である施設について、青少年教育や福祉の推進の観点から、今後行財政改革を一層進めコストダウンを図ることで、現行料金を据え置きました。

▽学校プール▽青少年の森▽共同浴場▽市民体育館個人使用料
●手数料は、市民生活に密着しており、特に利用者数が多い手数料については、他市との均衡についても考慮し、現行料金を据え置きました。
▽住民票の写し▽印鑑登録証明書▽外国人登録原票の写し

上限改定率

(激変緩和措置の導入)

今回の改定にあたっては、厳しい社会経済情勢を鑑み、市民の急激な負担増を避けるため、上限改定率を、すべての現行料金帯において一律20%（100円未満の端数は切り上げ）としました。

主な改定内容は、(表1)のとおりです。詳細は、各担当課へお問合せください。また、泉南市ウェブサイト行財政改革推進室のページで使用料・手数料の改定について、詳細を公表しています。
【関連サイト】泉南市ウェブサイト
イト↓ビジネス・労働・まちづくり↓行財政改革の推進

【問合せ】

▼見直しに関する経過
行財政改革推進室
(☎483・0009)

▼市営火葬場使用料、一般廃棄物の処理に関する手数料
環境整備課 (☎483・9871)

▼公民館使用料
樽井公民館 (☎483・4361)

▼市民体育館・市民球場・双子川テニスコート使用料
生涯学習課 (☎483・2583)

▼文化ホール使用料
文化振興課 (☎482・7766)

▼りんくう南浜2号緑地テニスコート使用料、境界明示手数料
施設管理課 (☎483・9972)

▼認可地縁団体に関する証明手数料
政策推進課 (☎483・0004)

▼責任技術者の登録手数料
下水道整備課 (☎482・5005)

主な改定料金一覧 (表1)

使用料 (10月1日施行)		現行料金 (標準料金)	改定料金 (標準料金)	手数料 (10月1日施行)	
1	市営火葬場使用料 (市外のみ)	28,800円/体	50,000円/体	1	認可地縁団体に関する証明書の交付件
	公民館使用料 (樽井) (多目的ホール)	5,000円/午後	6,000円/午後	2	道路敷、水路敷その他市有地と民有地との境界明示及び都市計画施設の境界明示
	公民館使用料 (樽井) (会議室兼控室)	900円/午後	1,100円/午後	3	一般廃棄物の処理に関する手数料 (犬、ねこ又はこれに準ずるもの)
	公民館使用料 (樽井) (大会議室)	2,700円/午後	3,300円/午後	4	責任技術者の登録 (下水道条例 25 条関係)
	公民館使用料 (樽井) (和室A)	600円/午後	800円/午後	5	責任技術者の登録更新 (下水道条例 25 条関係)
	公民館使用料 (樽井) (和室B)	600円/午後	800円/午後	6	証書交付手数料 (下水道条例 25 条関係)
	公民館使用料 (樽井) (料理室)	3,600円/午後	4,100円/午後		使用料 (平成 24 年 4 月 1 日施行)
	公民館使用料 (樽井) (中会議室)	1,500円/午後	1,800円/午後		現行料金 (標準料金)
	公民館使用料 (樽井) (小会議室A)	900円/午後	1,100円/午後		改定料金 (標準料金)
	公民館使用料 (樽井) (小会議室B)	900円/午後	1,100円/午後	1	双子川テニスコート使用料
	公民館使用料 (樽井) (実習室)	900円/午後	1,100円/午後	2	りんくう南浜2号緑地テニスコート使用料
2	公民館使用料 (信達) (多目的ホール)	2,300円/午後	2,800円/午後		市民体育館使用料 (競技場Ⅰ) 全面
	公民館使用料 (信達) (和室)	400円/午後	500円/午後		市民体育館使用料 (競技場Ⅱ)
	公民館使用料 (信達) (講座室1)	400円/午後	500円/午後		市民体育館使用料 (会議室Ⅰ)
	公民館使用料 (信達) (講座室2)	600円/午後	800円/午後		市民体育館使用料 (会議室Ⅱ)
	公民館使用料 (信達) (講座室3)	400円/午後	500円/午後	3	市民体育館使用料 (和室会議室)
	公民館使用料 (信達) (講座室4)	400円/午後	500円/午後		市民体育館使用料 (トレーニング室)
	公民館使用料 (新家) (多目的ホール)	1,400円/午後	1,700円/午後		市民体育館使用料 (多目的室)
	公民館使用料 (新家) (小会議室)	400円/午後	500円/午後	4	市民球場使用料 (グラウンド)
	公民館使用料 (新家) (和室A)	700円/午後	900円/午後		文化ホール使用料 (ホール)
	公民館使用料 (新家) (和室B)	400円/午後	500円/午後		文化ホール使用料 (リハーサル室1)
	公民館使用料 (西信達) (多目的ホール)	1,400円/午後	1,700円/午後		文化ホール使用料 (リハーサル室2)
	公民館使用料 (西信達) (料理室)	800円/午後	1,000円/午後	5	文化ホール使用料 (展示室)
	公民館使用料 (西信達) (和室A)	400円/午後	500円/午後		
	公民館使用料 (西信達) (和室B)	400円/午後	500円/午後		
	公民館使用料 (西信達) (小会議室A)	400円/午後	500円/午後		
	公民館使用料 (西信達) (小会議室B)	400円/午後	500円/午後		

下水道使用料が改定されます

平成 23 年 10 月ご利用分からの下水道使用料が変わります。本市の公共下水道をお使いのみなさまには、日ごろから下水道事業にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。わたしたちは、多くのみなさまに下水道をご利用していただくため、下水道整備地区の着実な拡大と、下水道サービスの安定的な提供を心がけております。これまでに、職員数の削減、使用料・受益者負担金の収納率向上、企業債（借金）を低利息のものへの借り換え、資本費平準化債の活用、事業費の抑制、未水洗化世帯への積極的な啓発活動など、業務の改善を行ってまいりました。しかしながら、下水道サービスを行うための下水道管理費を、みなさまからいただいている下水道使用料では賄えないため、この度、約 20%の改定を行うことになりました。今後とも、より一層の経営の効率化に努めてまいりますので、みなさまのご理解とご協力をお願いします。

【関連サイト】泉南市ウェブサイト→暮らし・環境→水道・下水道→泉南市の下水道→お知らせ

【問合せ】上下水道総務課（☎ 482-6551）

新下水道使用料早見表

水量 (m ³)	下水道使用料 (円/税込)	水量 (m ³)	下水道使用料 (円/税込)	水量 (m ³)	下水道使用料 (円/税込)	水量 (m ³)	下水道使用料 (円/税込)	水量 (m ³)	下水道使用料 (円/税込)
0	453	25	3,278	50	7,898	75	13,358	100	18,818
1	469	26	3,441	51	8,116	76	13,576	150	31,523
2	485	27	3,605	52	8,334	77	13,794	200	44,228
3	500	28	3,769	53	8,553	78	14,013	250	58,718
4	516	29	3,933	54	8,771	79	14,231	300	73,208
5	532	30	4,097	55	8,990	80	14,450	350	87,698
6	548	31	4,287	56	9,208	81	14,668	400	102,188
7	684	32	4,477	57	9,426	82	14,886	450	116,678
8	821	33	4,667	58	9,645	83	15,105	500	131,168
9	957	34	4,857	59	9,863	84	15,323	550	147,495
10	1,094	35	5,047	60	10,082	85	15,542	600	163,823
11	1,230	36	5,237	61	10,300	86	15,760	650	180,150
12	1,367	37	5,427	62	10,518	87	15,978	700	196,478
13	1,503	38	5,617	63	10,737	88	16,197	750	212,805
14	1,640	39	5,807	64	10,955	89	16,415	800	229,133
15	1,776	40	5,997	65	11,174	90	16,634	850	245,460
16	1,913	41	6,187	66	11,392	91	16,852	900	261,788
17	2,049	42	6,377	67	11,610	92	17,070	950	278,115
18	2,186	43	6,567	68	11,829	93	17,289	1,000	294,443
19	2,322	44	6,757	69	12,047	94	17,507	1,500	475,043
20	2,459	45	6,947	70	12,266	95	17,726	2,000	655,643
21	2,622	46	7,137	71	12,484	96	17,944	2,500	836,243
22	2,786	47	7,327	72	12,702	97	18,162	3,000	1,016,843
23	2,950	48	7,518	73	12,921	98	18,381	3,500	1,197,443
24	3,114	49	7,708	74	13,139	99	18,599	4,000	1,378,043

下水道使用料の現行と改定後の比較表

区分	改定前	改定後	水量	改定前	改定後
	基本料金 基本水量	基本使用料 基本水量		超過料金 (1㎡につき)	従量使用料 (1㎡につき)
一般汚水	435 円 6 ㎡まで	432 円 —	1 ㎡～6 ㎡まで	—	15 円
			7 ㎡～20 ㎡まで	108 円	130 円
			21 ㎡～30 ㎡まで	130 円	156 円
			31 ㎡～50 ㎡まで	151 円	181 円
			51 ㎡～100 ㎡まで	173 円	208 円
			101 ㎡～200 ㎡まで	202 円	242 円
			201 ㎡～500 ㎡まで	230 円	276 円
			501 ㎡～1,000 ㎡まで	259 円	311 円
			1,001 ㎡以上	287 円	344 円
浴場汚水	1 ㎡につき			25 円	30 円

※上記金額には、消費税等を含みません。この表で求めた金額に5%を加算してください。(1円未満切り捨て)

計算例: 1 か月 25 ㎡使用した場合

$$\frac{432 \text{ 円}}{\text{基本使用料}} + \frac{6 \text{ ㎡}}{\text{従量水量}} \times \frac{15 \text{ 円}}{\text{従量単価}} + \frac{(20 \text{ ㎡} - 6 \text{ ㎡})}{\text{従量水量}} \times \frac{130 \text{ 円}}{\text{従量単価}} + \frac{(25 \text{ ㎡} - 20 \text{ ㎡})}{\text{従量水量}} \times \frac{156 \text{ 円}}{\text{従量単価}} = 3,122 \text{ 円}$$

消費税を加えると、 $3,122 \text{ 円} \times 105 / 100 = 3,278 \text{ 円}$ になります

公共下水道の使用可能な区域が拡大されます

7月1日(金)から、新しく水洗化できる区域をご案内します。

北野一丁目、樽井二丁目、樽井四丁目、樽井五丁目、樽井七丁目、樽井八丁目、馬場一丁目、信達牧野の各一部区域です。詳細は下の図をご参照ください。

3年以内の水洗化にご協力を

公共下水道が使用できるようになった日から、3年以内に水洗トイレに改造するよう下水道法で義務付けられています。水洗トイレへの改造にご協力をお願いします。

改造工事は指定業者で

ご家庭のトイレの水洗化等の排水設備の改造工事は、市の排水設備工事指定業者に必ず施工してもらってください。

改造資金融資制度

水洗トイレ改造工事1件につき、50万円まで融資を受けることができます。

下水道使用料

終末処理場の維持管理や水管にたまった汚泥のしゅんせつや破損した下水管の修理など必要な経費を利用者に負担していただくのが、下水道使用料です。使用料は、基本的に水道使用水量に応じて決まり、水道料金と一緒に納めていただくことにな

ります。

受益者負担金

下水道の整備により、利益を受ける土地所有者や権利者に下水道の整備に要する費用の一部を負担していただくのが「受益者負担金」です。

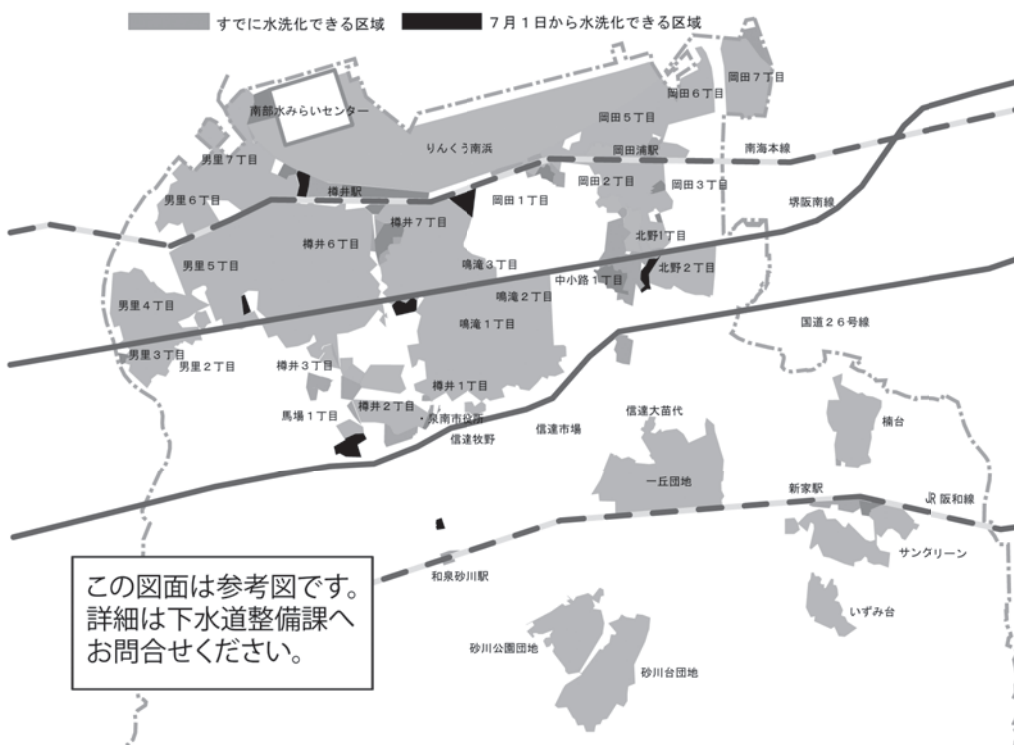
負担金は、土地面積1㎡につ

き390円です。負担金の納付方法には、一括納付と分割納付の2種類があります。納期内に一括納付すると10%の報奨金が交付されます。

【問合せ】下水道整備課

(☎ 482・5005)

◇ ◇ ◇ ◇ ◇



指定管理者候補を募集します

【募集する施設】 泉南市立文化ホール

【場所】 泉南市馬場1丁目2番1号

【業務内容】 施設の管理運営に関する業務

【指定期間】 平成24年4月1日～平成27年3月31日

【募集要項の配布】 7月6日(水)～15日(金)の期間(月曜を除く午前10時～午後5時15分)に図書館1階で。

7月6日(水)から泉南市ウェブサイトでダウンロード可

【申請方法】 申請書に募集要

項で指定する書類を添付して提出(詳細は募集要項を参照)

【申請書類の受付】 8月9日(火)～17日(水)の期間(月曜を除く午前10時～午後5時15分)に図書館へ

【選定および指定の方法】 申請書類を基に、指定候補者選定委員会で指定管理者候補を選定し、泉南市議会の議決を経て指定します

【関連サイト】 泉南市ウェブサイトで↓ビジネス・労働・まちづくり↓指定管理者制度について

【問合せ】 図書館 (☎482・7766)

泉南市立幼稚園の園児

(4、5歳児)を募集

3歳児募集については6月号に掲載しています。

【募集園児】 ▽4歳児(平成19年4月2日～平成20年4月1日までに出生の幼児)

▽5歳児(平成18年4月2日～平成19年4月1日までに出生の幼児)

【入園願書配布】 9月5日(月)より各幼稚園で。(土日祝を除く、午前10時～午後3時) また、泉南市立幼稚園HP「入

園したいな」からもダウンロードできます

【入園願書受付】 9月26日(月)～30日(金)の期間に各幼稚園で。(土日を除く)

【市立幼稚園見学会】 7月12日(火)／あおぞら幼稚園、7月15日(金)／くすのき幼稚園(いずれも午後1時～3時)

【問合せ】 ▽学務課 (☎483・3673) ▽くすのき幼稚園 (☎483・2929) ▽あおぞら幼稚園 (☎483・9663)

Topics

新着ニュース

業務用封筒の広告募集

【広告枠】 長形3号裏面に4枠(1色刷り・50mm×85mm)

【印刷数】 2万枚

【1枠掲載料】 3万5千円

【応募方法】 封筒広告掲載要領をご覧ください

【関連サイト】 泉南市ウェブサイトで↓ビジネス・労働・まちづくり↓行財政改革の推進

【申込み・問合せ】 7月15日(金)までに会計課へ (☎483・9034)

ご寄贈いただきありがとうございました

を引き継ぎ、泉南市に車いすなど健康福祉用品を数品ご寄贈いただきました。

ご厚志に対し、紙上より厚くお礼申し上げます。

【問合せ】 高齢障害介護課 (☎483・8251)

職員採用試験について

泉南市では、より人物重視の職員採用を行うため、試験制度の見直しを行います。人物重視とは、将来、活躍が期待できる人材を採用するために、面接を重視することです。



平成24年4月採用の事務職員の採用試験では、求める人材を採用するために、1次試験では、人物を見るために受験者全員との面接試験と、公務員試験のための特別な勉強をしていない方でもチャレンジできる一般常識の確認のための筆記試験を実施します。また、2次試験・3次試験においても面接試験を実施します。なお、平成24年4月採用の、試験の詳細については、8月号に掲載します。

【問合せ】 人事課 (☎483・0003)

福祉関連計画策定委員会 市民委員の募集について

【募集委員名】 ①第2次泉南市地域福祉計画および地域福祉活動計画策定委員会委員

②第3次障害者計画および第3期障害福祉計画策定委員会委員

●①・②共通事項

【委嘱期間】 委嘱日～平成24年3月

【応募期間】 7月1日(金)～11日(月)の執務時間内(土日を除く午前9時～午後5時30分)

【対象】 泉南市在住で、地域福祉および障害福祉に関心があり、会議に出席可能な方

【任務】 策定会議(全4～6

回／原則平日の日中)に出席

【報酬】 会議の出席に応じ、規定額をお支払いします

【選考】 面談等を実施

●①・②相違事項

【募集人数】 ①2名以内②1名

【応募書類】 ▽履歴書(福祉に関連する職歴、経歴等は必ず明記してください) ▽作文(①は「泉南市の地域福祉にのぞむこと」②は「障害者の自立と社会参加について」と題し、400字～800字以内で記載してください)

【問合せ】 ①生活福祉課 (☎483・3473)

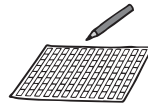
②高齢障害介護課 (☎483・8252)

7

福祉

心の輪を広げる体験作文・ポスター募集

障がいのある人となし人との心のふれあい体験をつづった作文、障がい者への理解を促進するポスターを募集しています。



【作文】400字詰め原稿用紙（縦書き）で小・中学生2〜4枚、高校生・一般は4〜6枚
 【ポスター】小・中学生のみ、B3画用紙または四つ切りサイズ画用紙（縦長のみ）
 【募集期間】7月1日（金）〜9月5日（土）（土日祝日を除く）
 【詳細サイト】<http://www.pref.osaka.jp/keikakusuisnin/shogai-info/>
 【応募・問合せ】郵送（当日消印有効）または持参で〒540・8570（住所不要）大阪府障がい福祉企画課へ
 ☎06・6941・0351

第9回共に生きる障がい者展

「障がい者作品展」を始めとするさまざまな催しが同時開催される「大阪の障がい者の祭典」です。また、障がい者作品展で展示・即売する障がい者の作品も募集しています。（8月19日（金）まで）

【とき】9月18日（日）〜19日（祝）午前10時〜午後5時
 【ところ】国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）泉北高速鉄道「泉ヶ丘」駅下車200m
 【入場料】無料
 【出展問合せ】共に生きる障がい者実行委員会事務局
 ☎06・6775・9115
 【問合せ】大阪府障がい福祉室
 ☎06・6941・0351

就業支援講習会

①ヘルパー2級通信講座②PC会計事務講座を開催します。
 【とき】①9月3日（土）〜2月中旬（スクーリング10回、施設実習平日5回）②9月17日（土）〜12月3日（土）（全12回）
 【会場】①ニチイ学館天王寺会場②大業総合教育システム梅田会場
 【対象】母子家庭の母および寡婦
 【定員】①20名②30名（いずれも多数の場合は抽選）

【受講料】①8460円②無料
 【一時保育】2歳から就学前

【申込み】往復ハガキで希望講座名、住所、氏名、電話番号、年齢、職業、志望の動機、以前連合会で受講した講座名、保育の要否を明記の上、〒540・0012大阪府中央区谷町5・4・13谷町福祉センター内母子家庭等就業・自立支援センターへ。
 ①8月3日（水）締切②7月17日（日）〜8月17日（水）受付（当日消印有効）
 【問合せ】大阪府母子寡婦福祉連合会
 ☎06・6762・9498

第9回「こころの病を考えるつどい」

こころの病を持つ方への理解を深めるきっかけにしてください。

【とき】7月19日（火）午後1時30分から
 【ところ】あいびあ泉南大会議室
 【内容】講演と幻聴疑似体験
 【講師】本多秀治さん（そうしん堂クリニック 泉佐野医師）
 【費用・申込み】不要
 【主催】NPO法人はあとの会
 【問合せ】はあとの会
 ☎471・6040



健康

★問合せ 保健センター

【関連サイト】泉南市ウェブサイトに↓福祉・健康↓健康

胃がん・大腸がん検診

【とき】8月30日（火）、31日（水）、9月9日（金）、12日（月）、10月6日（木）、7日（金）
 【ところ】保健センター
 【対象】40歳以上の市民（胃がん検診は妊娠中の方を除く）
 【内容】胃がん検診／胃部X線間接撮影、大腸がん検診／便潜

	とき	ところ	対象	内容・その他
健康相談	毎月第1〜4金曜日 13時30分〜14時30分	保健センター	40歳以上の市民	ご自分の健康に疑問や不安がありましたら、いつでもお気軽にご相談ください。ただし、医師への相談は予約が必要です。
栄養相談	毎月第1〜3金曜日 13時〜14時30分			栄養士が個人のライフステージに応じた栄養に関する相談に乗ります。ただし、事前に予約が必要です。
こころの健康相談	泉佐野保健所へお問合せください	泉佐野保健所 ☎462-4600		事前予約が必要です。
医療に関する相談	月〜金曜日 9時〜15時45分	泉佐野保健所 ☎462-7701		安心して医療を受けられるようサポートしています。
肝炎ウイルス検査	7月6日（水） 8月3日（水） 9時20分〜10時	泉佐野保健所 ☎462-7703		事前予約が必要です。
HIV即日検査	7月4日（月）、25日（月）、8月1日（月） 13時〜14時	泉佐野保健所 ☎462-7703		梅毒・クラミジアも同時に検査可。ただし、即日検査はHIVのみ。匿名可。無料。
献血	7月5日（火） 20日（水） 10時〜12時 13時〜16時30分	イオンモールりんくう泉南	大阪府内の当日と翌日の献血場所はフリーダイヤル0120-524-133でご案内しています。問合せは泉南市献血推進協議会 ☎482-7615	

血検査2日法

【定員】各50名（申込順）

【費用】胃がん検診800円、大腸がん検診200円（70歳以上の方は無料。生活保護、住民税非課税世帯の方は申込み時にお知らせください。無料券を発行します）
 【携行品】健康手帳（お持ちでない方には当日発行）

【その他】胃がん・大腸がん検診はできるだけだけセットでお受けください。現在治療中または経過観察中の方はご遠慮ください
 【申込み】8月1日（月）以降に電話か直接保健センターへ



肺がん検診

【とき】8月30日(火)、9月9日(金)、10月6日(木)
 【ところ】保健センター
 【対象】40歳以上の市民(妊娠中の方は除く)
 【内容】胸部X線間接撮影(喫煙等の対象の方には喀痰検査)
 【定員】各100名(申込順)
 【費用】無料(喀痰検査は有料400円。70歳以上の方は無料。生活保護、住民税非課税世帯の方は申込み時にお知らせください。無料券を発行します)
 【携行品】健康手帳(お持ちでない方には当日発行)
 【その他】胃がん・大腸がん検診と同日に受診することができません。現在治療中または経過観察中の方はご遠慮ください
 【申込み】8月1日(月)以降に電話か直接保健センターへ

健康保険

★問合せ 健康保険課

(☎483・3431)

【関連サイト】泉南市ウェブサイト
 イト↓福祉↓健康↓医療

**70歳〜74歳までの方に
高齢受給者証を送付します**

国保に加入している70歳〜74歳までの方に、7月下旬に新しい高齢受給者証を送付します。(すでに、後期高齢者医療制度へ移行されている方は対象外)

70歳の誕生日を迎えた方は、誕生月(1日生まれの方は、誕生月の前月)の末日に高齢受給者証を送付します。なお、高齢受給者として、診療を受けることができるのは、70歳の誕生月の翌月の1日からです。(1日生まれの方は誕生月から)

【所得判定基準日】 高齢受給者証の有効期限は、8月1日から翌年7月31日までの1年間で

す。毎年8月1日を基準日として、世帯の70歳〜74歳の方の所得に基づき負担割合を決定します。7月31日までは、世帯内の該当する方の前々年の所得、8月1日以降は、前年の所得に基づいて、負担割合を決めます

【窓口負担割合】 高齢受給者で、所得基準が、「一般」「低所得」の世帯に属する方は、平成24年

3月までは、負担割合は1割に据え置かれます。平成24年4月からは、2割負担になる予定です。「現役並み所得」の世帯に属する方は、3割の窓口負担割合は変わりません。

ただし、窓口3割負担の世帯の方は、同一世帯の70歳以上の国保被保険者の収入合計が単身世帯で383万円、2人以上世帯で520万円未満の場合、申請により1割負担(平成24年4月からは2割負担)とすることができます。また、同一世帯の方の後期高齢者制度移行に伴い、70歳以上の国保単身世帯となり、3割負担となった場合は、同一世帯の旧国保被保険者との収入合計が520万円未満であれば、申請により1割負担(平成24年4月からは2割負担)となります

**年金からの国民健康保険税の
徴収方法の変更**

国の制度改革に伴い、泉南市では世帯主の年金から国民健康保険税の特別徴収(天引き)を実施しています。次の要件をすべて満たす場合、基本的に特別徴収の対象世帯となります。

【要件】65歳以上75歳未満の国保加入者のみで構成される世帯で①世帯主が年額18万円以上の年金収入がある場合(複数の年金受給がある場合は、優先順位

の高い年金種類のみが特別徴収の対象)②世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が、年金支給額の2分の1を超えていない場合

平成23年度の年間保険料額は、6月に決定しましたが、年金からの特別徴収対象となる可能性のある世帯の保険税の徴収方法については、若干の判定期間をいただきます。(特別徴収から普通徴収に徴収方法の変更を申請済の方あるいは要件から外れた方を除く)徴収方法が決定し、変更が生じた場合は更正決定通知書(8月送付予定)にてお知らせします。

【特別徴収から普通徴収(口座振替)への切替】納付状況により切替できない場合があります。なお、現在、口座振替をご利用の方も保険税の特別徴収中止を希望される場合は申請が必要です。ただ、申請をいただいても、すぐには中止できないことがありますので、ご了承ください。

また、徴収方法の変更の申請をいただかなくても、世帯構成や所得に変動があり、保険税が減額になった場合は、原則、変動があった月の翌月以降から普通徴収世帯に変更となります。変更となった場合は、随時更正決定通知書でお知らせします

広告掲載枠です。

詳しくは今月号の広報せんなんをご覧ください。

●国民年金

★問合せ 市民課

(☎483・7792)

障害基礎年金受給者の方は 現況届の提出が必要です

現況届は、老齢年金等の受給者は誕生日に提出しますが、次の年金を受けている方は7月となっております。

【7月に現況届が必要な年金の種類】▽20歳前の障がいによる障害基礎年金

▽旧障害福祉年金から切り替わった障害基礎年金

7月初めに現況届の用紙が送付されます。必ず8月1日(月)までに市民課へ提出してください。

平成23年1月2日以降、他の市町村から転入された方は、住所地での所得証明書が必要です。障害の程度を確認するため診断書の提出を必要とする受給者には「診断書」が送付されますので、診断書は7月中に医師の診断を受け提出してください。

現況届の提出が遅れますと、年金の支払いが一時差し止めとなります。くれぐれもご注意ください。



国民年金保険料の免除制度

自営業者や学生、無職の方など国民年金の第1号被保険者の皆さまは、ご自身で保険料を納付しなければなりません。

しかし保険料を納めるのが困難な時には、保険料が免除される制度(所得制限あり)があります。免除期間は7月から翌年の6月です。また学生の方には学生納付特例制度(所得制限あり)があります。特例期間は4月から翌年3月です。

なお、将来の年金額を増やすため、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納付(追納)することができます。



●税金

★問合せ 税務課

(☎483・9033)

【関連サイト】泉南市ウェブサイト↓暮らし・環境↓税金

住宅耐震改修に伴う 固定資産税減額措置

【対象になる住宅】昭和57年1月1日以前から存在していた住宅で、平成27年12月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるよう改修工事(1戸当たりの工費が30万円以上)を行い、改修後3か月

内に市へ申告した住宅
【減免額】住宅に係る固定資産税額の2分の1

【減額される期間】改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税から、工事完了時期に応じ、次のとおり実施されます
平成22～24年までの改修↓
2年度分

平成25～27年までの改修↓
1年度分

【減額の対象面積】1戸あたり120㎡相当分まで

【証明書発行機関】建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関

バリアフリー改修に伴う 固定資産税減額措置

【対象になる住宅】平成19年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅、新築軽減住宅、耐震改修減額住宅を除く)で、平成19年4月1日～平成25年3月31日までに、次の要件を満たすバリアフリー改修が完了した住宅(この減額措置は1回限り)

【要件】

(1)65歳以上の方(改修工事が完了した翌年1月1日現在)、要介護認定か要支援認定を受けている方、障がい者のいずれかが居住する住宅であること
(2)次の工事で補助金などを除く自己負担額が30万円以上のもの

①廊下の拡張②階段のこう配緩和③浴室の改良④トイレの改良⑤手すりの取り付け⑥床の段差解消⑦引き戸への取り換え⑧床表面の滑り止め化

【減免額】固定資産税額の3分の1(1年度分)

【減額の対象面積】住宅部分の床面積100㎡分まで

【申請】改修工事後3か月以内に、減額申告書と一緒に各要件を満たす書類(住民票、要介護支援認定書か障がい者手帳写し、工事明細書、写真、工事金額がわかる見積書・領収書など)を添付してください

住宅の省エネ改修工事に伴う 固定資産税減額措置

【期間】平成20年4月1日～平成25年3月31日に行われた省エネ改修工事

軽減住宅、耐震改修減額住宅を除く
【対象工事】改修工事費用が30万円以上で次の①～④の工事で①を必ず含むこと(外気等と接するものの工事に限る)
①窓の改修工事
②床の断熱改修工事
③天井の断熱改修工事
④壁の断熱改修工事
①～④の改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合すること
【減免額】固定資産税額の3分の1(ただし、対象となる床面積は1戸あたり120㎡まで)
【申請・問合せ】改修後3か月以内に申告書と建築士等の省エネ改修工事であることの証明書、工費が確認できる書類(領収書等)、改修工事の明細書の写し、改修工事箇所の図面および写真(改修前と改修後)を税務課へ

市税の納期内納付に ご理解とご協力を

平成23年度固定資産税(償却資産分含む)・都市計画税の第2期分の納期限は8月1日(月)です。お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストアでお納めください。市税の納付には、安心・便利な口座振替をご利用ください。



【問合せ】税務課

(☎483-9033)

生活・環境

★問合せ 清掃課

(☎483・50875)

【関連サイト】 泉南市ウェブサイト
イト↓暮らし・環境↓ごみ

7月18日(祝)日に伴う
ごみ収集日変更

祝日のある月は、収集日を振り替えて行う場合がありますので、収集日程カレンダーを必ず確認し、決められた集積場所に分別してから出すようにしてください。すべてのごみは、収集日当日午前8時30分までに出してください。

とき	可燃ごみ	新聞・紙類・ダンボール
7月18日(祝)	収集なし	収集なし
7月19日(火)	月・木コース	火・金コース
7月20日(水)	火・金コース	月・木コース

市では収集できない品物

【家電リサイクル法によるもの】
テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機は清掃課で収集できません。また、ごみ焼却場への持込もできません。次のいずれかの方法で排出リサイクルしてください。
①家電販売店に依頼
②市の許可業者に依頼
③郵便局で家電リサイクル券を

Kanku News

関西国際空港情報 No.133
<http://www.kansai-airport.or.jp/>

日本初の本格 LCC 「Peach」 2012年3月関西空港を拠点に運航を開始

日本初の本格的 LCC、Peach Aviation 株式会社
が、関西を拠点に運航を開始します。同社は2012年3月に関空と新千歳および福岡を結ぶ2路線に、同年5月にソウル(仁川)を結ぶ路線に就航します。日本の桃はアジアでも人気があり、活気や幸せなどポジティブなイメージを持つことから、ブランド名に採用されました。低価格運賃の提供により日本とアジアとの架け橋となることを目指しています。なお関西空港では2012年度下半期、2期島内に約3万㎡のLCC専用ターミナルや9スポットの駐機場を整備する予定です。



「タリーズコーヒー」が6月10日にオープンしました

関西国際空港では、「タリーズコーヒー」が国際線出国エリア、ウイングシャトル南中間駅および北中間駅すぐそばにオープンいたしました。白と黒を基調としたおしゃれな外観に、最高の品質を追求した1杯1杯手作りの本格的なコーヒーをお楽しみいただけます。またコーヒーに合うサイドメニューも用意しており、ご搭乗直前まで気軽に立ち寄れるくつろぎの時間を提供します。さらに隣接して、生ビールをはじめとしたアルコール飲料や軽食などを提供する「Ciao」が同時オープンいたしました。

【店名】マタリーズコーヒー関西空港北ウイング店、南ウイング店
Ciao 北ウイング店、南ウイング店

【営業時間】午前8時～午後9時30分/北ウイング店、午前8時～午後10時30分/南ウイング店(両店共通)



【問合せ】空港案内 (☎455-2500)

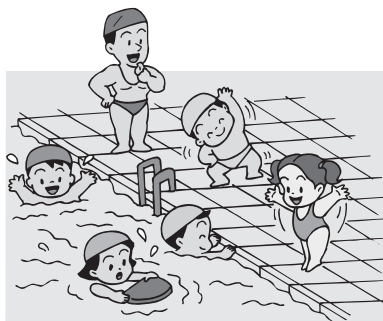
購入し、指定引取場所(日本通運(株)岸和田流通センター/岸和田市地蔵浜町7-6/☎439-2221)に搬入
【直接搬入できないもの】バイク、バッテリー、建築廃材(瓦石こうボード等)、危険物(消火器等)、大型廃棄物(ピアノ、耐火金庫等)などは、それぞれの品目に応じて販売店、製造元に相談し処分していただくか、市の許可業者に依頼してください。
▽粗大ごみ受付センター (☎483・1132)
▽泉南清掃事務組合

▽泉南環境事業協同組合 (☎484・0581)
▽泉南一般廃棄物事業協同組合 (☎483・0530)
▽泉南一廃棄物事業協同組合 (☎484・0288)
【その他】商店、事業所からの可燃ごみ・粗大ごみ(以前に事業等で使用していた物も含む)は市での収集は行っていません。清掃工場に直接搬入していただくか、一般廃棄物許可業者に依頼してください



文化・スポーツ
★サンエス温水プール (☎484・2627)
7・8月のご案内
【7月の休館日】毎週火曜日および7月4日(月)、11日(月)、25日(月)
【8月の休館日】毎週月・火曜日
【利用時間】午前10時～午後5時30分(受付は午後5時まで)
【利用料金】(2時間利用の場合)大人500円、高校生300円、中学生小学4年生200円、高齢者(65

歳以上)250円、小学3年生以下無料(ただし、水着着用の保護者または20歳以上の成人の同伴が必要で、1人につき小学3年生以下の児童2名まで)



杜明の集い

7月1日(金)～31日(日)の期間、第61回社会を明るくする運動を実施します。これはすべての国民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深める運動です。

【とき】7月9日(土)午後1時30分から

【ところ】あいびあ泉南1階大会議室

【内容】下表のとおり

	内容	講師
第1部	講演 「管内の少年非行の現状 および対策について」	いずみ みきお 和泉末喜男さん (大阪府泉南警察署 生活安全課長)
第2部	ビデオ上映 「二つの道」	

【問合せ】泉南市社会を明るくする運動実施委員会事務局・生活福祉課

(☎ 483-3474)



暮らしの安全安心

住宅用火災警報器を設置しましたか？

住宅火災での逃げ遅れの防止と火災の早期発見を目的に、泉南市では、すべての住宅へ警報器の設置が義務付けられています。これまで、区、自治会、婦人防火クラブなどで設置推進活動を実施していただきましたが、以後も、全住宅への設置を目指し、婦人防火クラブが住宅用火災警報器の普及活動を継続します。比較的、安価で購入できますので、希望される方は、消防署

内の婦人防火クラブ事務局でお申込みください。



住宅用火災警報器は、自分自身だけでなく、周囲に気づいてもらう効果もあります。また、一部の地区では、普及活動や、東日本大震災の影響で住宅用火災警報器の納入が遅れ、ご迷惑をおかけしました。

【問合せ】消防本部

(☎ 485-0119)

募集

防衛省自衛官募集

①航空学生

【内容】海上・航空自衛隊のパイロットを養成

【資格】日本国籍を有する高卒(見込み含む) 21歳未満の方

【試験日】9月17日(土)

②一般曹候補生

【内容】自衛隊部隊で経験を積み曹を養成。職種は航空機整備・車両整備・消防・建築土木・航空管制・会計等多彩

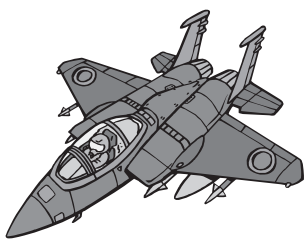
【資格】日本国籍を有する18歳以上27歳未満の方

【試験日】9月23日(金)

【①②受付期間】8月1日(月)～9月9日(金)

【問合せ】自衛隊大阪地方協力本部岸和田地域事務所

(☎ 426・0902)



府立南大阪高等職業技術専門校 見学会&生徒募集(10月入校)

大阪南部地域における職業能力開発の中核的施設として、通信・環境・整備分野の技能者の養成を目指し、職業訓練を実施しています。

【見学会】7月28日(木)午後1時30分～3時45分(申込み不要)

【所在地】和泉市テクノステーション2・3・5(泉北高速鉄道泉中央駅より南海バスで、テクノステーションター前)

【募集科目】空調設備科(1年訓練)、ネットワークセキュリティ科(6か月訓練)

【定員】定員各科30名

【その他】授業料無料(教科書代等の実費必要)

【願書受付】7月19日(火)～8月19日(金)の期間にハローワークで

【問合せ】大阪府立南大阪高等職業技術専門校

(☎ 0725・53・3005 / FAX 0725・53・3015)



就労支援資格取得講座

【とき】9月～12月中旬予定(約83時間)

【ところ】人権ふれあいセンター

【対象】本講座を受講し、就労をめざす泉南市内在住の就労困難な方

【内容】ヘルパー2級課程講座

【定員】15名

【参加費】20,000円(教材費含む)

【申込み】7月11日(月)～21日(木)の間に泉南市地域就労支援センターにおいて就労相談を受けた後、所定の申込み手続きをしていただきます。(多数の場合は、就労難易度により選考)

【問合せ】泉南市人権協会
(☎ 485 - 1401)

【とき・内容】右表のとおり
【ところ】あいびあ泉南
【対象】相談業務に従事している方、相談業務に興味のある方
30名(多数の場合は抽選)
【講師】高見陽子^{たかみひょうこ}さん、原田薫^{はらだかおる}さん(ウイメンズセンター大阪)
【参加費】無料
【一時保育】1歳以上就学前の子ども9名(多数の場合は抽選)初回のみ子ども1人につき600円が必要(保険料)

【手話通訳】事前予約が必要
【その他】基本的に連続受講
【申込み・問合せ】電話、FAX、ハガキ、Eメールで住所氏名、電話番号、従事している相談業務名、手話通訳および一時保育の要否、一時保育を希望される場合は子どもの名前(ふりがな)、生年月日、性別を明記の上、〒590・0592(住所不要) 泉南市人権推進課へ。
7月22日(金)締切

**援助者・相談員のためのスキルアップ講座
「女が女をサポートする
～からだ・性・こころ、そして社会」**

とき	内容
8/3(水)	女が女をサポートする～支援者として必要な視点&マインド
8/10(水)	ジェンダーと女性の悩み
8/17(水)	わたしのからだはわたしのもの～リプロダクティブ・ヘルス/ライツ
8/24(水)	性・セックス・セクシュアリティ～からだ性と考える生き方
8/31(水)	女性への暴力～DV・性暴力・性的虐待
9/7(水)	社会の中で女性のからだ性とどう扱われているか

時間はいずれも午後2時～4時

人権教育講座に参加しませんか！

【参加費】無料(第4講座の昼食代と行事保険料等の合計1500円は各自負担)
【一時保育】第1～第3講座のみ1歳以上就学前の子ども5

【対象】市内在住、在勤の方
【定員】各講座40名(第4講座は応募多数の場合、市内在住の方を優先に第1講座終了後公開抽選。当選者には案内通知を送付)

【とき・内容・講師】下表のとおり
【ところ】あいびあ泉南研修室1

とき	内容・講師
開講式・第1講座 8/8(月) 午後2時～4時	「個人の自由と権利」～ヒューマン・ライツとは何か?～ まつもとしずお 松本城洲夫さん(じんぶんネット代表取締役)
第2講座 8/18(木) 午後2時～4時	「暮らしの風景の中にある人権問題」～対話をとおして気づく～ おかだこうじ 岡田耕治さん(子ども教育広場事務局長)
第3講座 8/26(金) 午後2時～4時	「であい・つながり・げんき」になろう～だれもが安心して暮らしつづけることのできる地域づくり～ いけたにけいすけ 池谷啓介さん(NPO法人暮らしづくりネットワーク北芝)
第4講座 9/1(木) 午前8時30分～午後5時	人権フィールドワーク(バスツアー)「萱野地域の町づくり現地見学」～箕面市萱野地区を歩く～ いけたにけいすけ 池谷啓介さん他(NPO法人暮らしづくりネットワーク北芝)

【申込み・問合せ】電話かEメール、ハガキで、希望講座、住所、氏名、電話番号を〒590・0592(住所不要) 生涯学習課へ(☎483・2583/e-mail:yougai@city.sennan.lg.jp) 7月29日(金)締切

I、第1回生きがい・交流高座

【とき】8月2日(火)午後2時～4時
【ところ】鳴滝老人憩いの家
【内容】みんなで楽しもう大道芸
【講師】てんこもり劇場の皆さん
【定員】60名

II、第1回人権啓発講座

「同和地区の問合せを考える」
【とき】8月4日(木)午後2時～4時
【ところ】あいびあ泉南3階研修室1、2
【講師】しばはらこうじ 柴原浩嗣さん(財団法人大阪府人権協会)
【定員】50名
I・II共通
【参加費】無料
【一時保育】1歳以上就学前の子ども9名(多数の場合は抽選)
【手話通訳】事前予約が必要
【申込み・問合せ】不要。手話通訳・一時保育が必要な方は、電話かFAX、Eメールで住所、氏名、電話番号、一時保育・手話通訳の要否を泉南市人権協会へ(☎485-1401/FAX485-1405/e-mail:hra2002@globe.ocn.ne.jp) 7月25日(月)締切

子育て情報局

子育て・教育に関する情報のページ

★保健センター (☎ 482-7615 / FAX485-1621)

泉南市ウェブサイト>福祉・健康>健康

教室・サロン

◆はじめてのママサロン◆

【とき】7月22日(金)午後1時30分～3時(予約不要)

【対象】妊婦、10か月未満の

乳児(第1子のみ)とその家族

【内容】妊産婦同士の情報交換、赤ちゃんの身体計測、育児相談、ふれあい遊びの紹介

◆はみがき教室◆

【とき】7月28日(木)受付時間午後1時～1時20分(予約不要)

【対象】平成20年10月生・11月生、平成21年10月生・11月生

【携行品】母子手帳、筆記用具、歯ブラシ、コップ、お茶



今月の健診と予防接種

	健診名	対象	とき	その他
今月の健診	4か月児健康診査	①平成23年2月生まれ ②平成23年3月生まれ	①7月6日(水)②8月3日(水)受付時間午後0時40分～1時40分	対象者へ個別連絡
	乳児後期健康診査	4か月児健康診査で受診票を配布していますので、大阪府内の医療機関にお問合せの上、かかりつけ医でお受けください。1歳を過ぎると自己負担になります。		
	1歳6か月児健康診査	平成21年12月生まれ	7月27日(水)受付時間午後0時30分～1時30分	対象者へ個別連絡
	ニコニコうさぎ健診(2歳6か月児歯科健診、育児相談等)	平成20年12月生まれ	7月28日(木)受付時間午後0時50分～1時20分	
	3歳6か月児健康診査	平成19年12月生まれ	7月13日(水)受付時間午後0時30分～1時10分	

【日本脳炎の特例対象者について】日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例があり、平成17年度から平成21年度まで、日本脳炎の予防接種の案内を行いませんでした。その後、新たなワクチンが開発され、現在は日本脳炎の予防接種を通常通り実施しています。

○平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれの方に、4歳以上20歳未満の間、定期予防接種ができるようになりました。これまで定期接種ができなかった、7歳半～9歳未満、13歳以上20歳未満の間、定期予防接種ができるようになりました。

◆1期接種を一度も接種していない場合は、通常の実施方法に沿って接種を行ってください。1期初回接種は6～28日の間隔をおき2回、1期追加接種はその後おおむね1年の間隔をおいてください。◆1期初回接種・1期追加接種が不十分な場合は、6日以上の間隔をおいて、残りの回数の接種を行ってください。◆2期接種は、1期接種を終えた9歳以上の方が対象です。

▽平成23年4月より、任意予防接種である子宮頸がん予防ワクチン(HPV)、ヒブワクチンおよび小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種が開始されました。接種方法等の詳細は保健センターおよびホームページでご確認ください。

▽対象年齢の数え方は誕生日の前日をもって加算されます。例：3か月以上→生後3か月目の前日から該当、6か月未満→生後6か月目の前々日まで該当

★保育子育て支援課 (☎ 483-3471)

泉南市ウェブサイト>福祉・健康>子育て

保育所の所庭開放

ない方、親子で遊びにきませ
泉南市の保育所(園)では
所庭の開放を実施していま
す。
保育所や幼稚園に通ってい

ないか。
んか。
子育て相談もお受けしてお
ります。お気軽にご利用くだ
さい。

保育所名	開放日	開放時間
信達保育所 ☎ 483-4642	7/5(㈬)、8/2(㈬)	10:00 ~ 11:30
たるい保育園 ☎ 482-0074	7/5(㈬)、8/2(㈬)	
浜保育所 ☎ 484-2660	7/19(㈬)、8/16(㈬)	
鳴滝第一保育所 ☎ 483-4041	7/12(㈬)、7/26(㈬)、 8/9(㈬)、8/23(㈬)	11:30
鳴滝第二保育所 ☎ 482-5660	7/12(㈬)、8/9(㈬)	
ココアンジュ新家 ☎ 484-0190	7/7(㈬)、7/21(㈬)、 8/4(㈬)、8/18(㈬)	13:30~ 15:00

★ファミリー・サポート・センター (☎ 483-9665)

泉南市ウェブサイト>福祉・健康>子育て

ファミサポ会員募集中

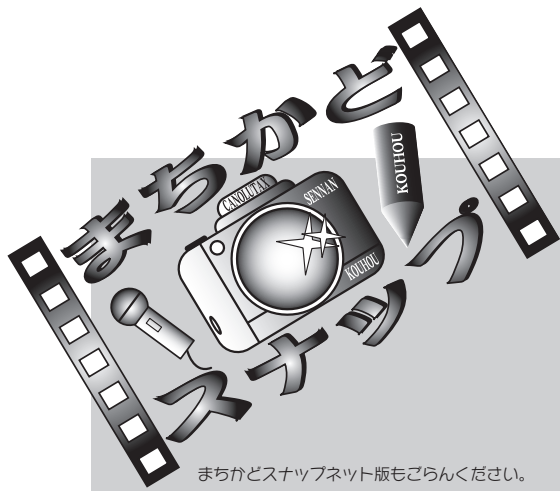
子育ての手助けをしてほし
いと思うことはありません
か。子どもを預かってほしい
会員、子どもを預かれる会員
を募集中。登録料・年会費は
無料です。
【利用会員】3か月からおお
むね12歳までの子どものい
る方
【協力会員】子どもが好きで、
自宅で子どもを預かることが
できる方。活動前に研修の受

講が必要です。都合にあわせ
て活動できます
【両方会員】利用会員と協力
会員を兼ねることもできます
【利用料】700円から(1時間)
【保険】ファミリー・サポート・
センター補償保険に加入。保
険料は市が負担します



	予防接種名	対象・受け方	とき	持ち物
個別接種	BCG	生後3か月～6か月未満の間に1回接種 ▽接種期間が短いのでできるだけ早めに受け ましょう	7月7日(㈬)、8月9日(㈬) (番号札午後0時45分～、受 付時間午後1時～1時45分)	母子健康手帳 予診票(自宅で記 入して持参してく ださい)、筆記用具
集団接種	麻疹・風しん	▽第1期:1歳～2歳未満に1回 ▽第2期:平成17年4月2日～平成18年 4月1日生まれて1回 ▽第3期:平成10年4月2日～平成11年 4月1日生まれて1回 ▽第4期:平成5年4月2日～平成6年4 月1日生まれて1回 (第3期と第4期は予防接種法の一部が改正 され、平成20年度から平成24年度の5年 間に限り実施されます)	市内指定医療機関へ直接お申 込みください。 母子健康手帳を忘れた場合は、 接種歴を確認できないため、 接種ができません。必ずご持 参ください。	母子健康手帳 健康保険証 筆記用具
	三種混合(ジフテリア・ 百日咳・破傷風)	▽第1期:生後3か月～7歳6か月未満(で きるだけ3歳まで)の間に計4回 ①初回接種:生後3か月に達したら、20日 ～56日までの間隔をあけて3回 ②追加接種:初回接種の3回終了後1年～ 1年半の間に1回		
	二種混合(ジフテリア・ 破傷風)	▽第2期:11歳以上13歳未満の間に1回		
	日本脳炎	▽第1期:3歳以上7歳6か月未満 ①初回:6～28日の間隔をあけて2回 ②追加接種:第1期初回終了後1年後に1回 ▽第2期:9歳以上13歳未満の間に1回		

予防接種: 出生時に配布している、「予防接種と子どもの健康」および「予防接種を受けるにあたっての説明書」を必ず
お読みください。体調のよい時に受けるのが原則です。薬の服用など治療中の場合はあらかじめ主治医の先生に接種可能
かご確認ください。当日の体調によっては接種できない場合がありますのでご了承ください。



まちなかどスナップネット版もごらんください。
 泉南市ウェブサイト
 広報公聴・情報公開 > まちなかどスナップネット版
<http://www.city.sennan.osaka.jp/>



泉南の魅力を発信しよう！～第8回熊野街道ルネサンス～

今回の熊野街道ルネサンスは、テーマを「VISIT SENNAN」とし、「花」を中心とした観光まちづくりが取り上げられました。金熊寺の梅から始まり、信達宿のふじ、これからは農業公園のイングリッシュローズなど、さまざまな魅力が泉南市には盛り沢山。また、「花」には必ず世話をする人の存在があり、その美しさを次世代へ残していく良さがあります。そんな「花」に囲まれながら、「住んでよし・訪れて良しのまちづくり」を市民と行政が一体となって進めていきたいですね。最後には、マンドリンアンサンブルの演奏があり、その美しい音色はまるで花の美しさを表しているかのようでした。(6月5日)



水の事故に備えて～中州救助訓練～

今年も夏がやってきました。ここで、心配なのが水にまつわる事故。梅雨やゲリラ豪雨により増幅した河川の氾濫による被害に備え、泉南市消防本部では河川の中州に取り残された要救助者を救出する中州救助訓練を実施しました。「河川中州に1名取り残され意識の無い状態」を想定し、ロープを河川上空に展開し隊員がロープを渡り中州に降下、要救助者を縛帯等に固定し救助するというものです。隊員同士が声かけ合い、連携して迅速・安全に救出する様子は緊張感にあふれ、隊員たちの表情は真剣そのもの。救助技術向上のため努力を惜しまない真摯な姿に感動しました。(6月3日)

大昔の方法でつくる陶芸体験！土器づくりに挑戦

埋蔵文化財センターで土器づくり体験が開催されました。土器とは、昔の人が作った素焼きの焼きもののこと。粘土をこねて作る至ってシンプルなものです。「何回やっても楽しい」と語る常連の方々など、23名が参加しました。まずは用意された見本の土器をよく観察。模様が個性的で、容器や装飾品として利用されていたことがわかります。用途と形がイメージできれば、創作開始。いうことを聞いてくれない粘土を押ししたり、もんだりして格闘すること2時間。思い思いの芸術作品が完成しました。

(6月11日)



